

五條市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 34,285	千円 17,768,693	千円 1,196,043	千円 3,218,587	% 18.1	% 22.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体の平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 456	千円 1,511,167	千円 284,791	千円 532,925	千円 2,328,883	千円 5,107	千円 5,703

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

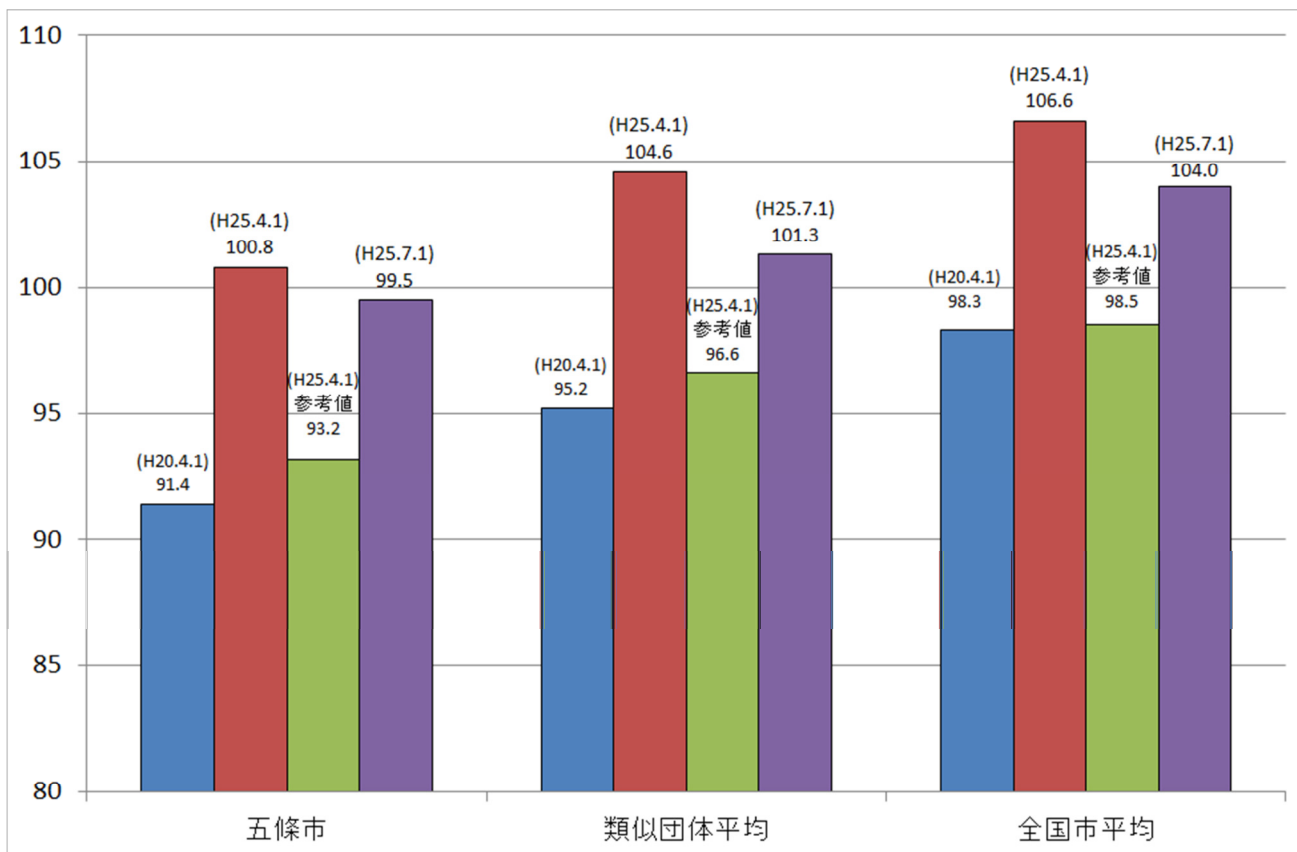
国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料) 全職員一律0.9%減額</p> <p>○H25.4.1現在のラスパイレス指数(参考値) 100.8(93.2)</p> <p>○H25.7.1(減額時点)現在のラスパイレス指数 99.5</p> <p>(手当) 給料額が基礎となる手当について、給料減額相当分を減額(退職手当除く)</p> <p>※管理職手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特地勤務手当</p>	

(その他)

- 管理職手当の減額(平成23年4月から当分の間)
 - 部長・次長・課長 2.5%減額
 - 課長補佐 1.5%減額
- 特別職・教育長の給料の減額(平成23年7月1日～平成27年4月23日の間)
 - 《給料》市長 月額20%減額(811,000円→648,800円)
 - 副市長 月額15%減額(684,000円→581,400円)
 - 教育長 月額15%減額(606,000円→515,100円)

※期末手当については、それぞれ給料減額相当分を減額。

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五條市	45.5歳	326,500円	388,600円	351,335円
奈良県	43.3歳	337,667円	427,895円	379,663円
国 (減額前)	43.1歳	307,220円 (332,446)	—	376,257円 (405,463)
類似団体	42.8歳	322,051円	372,860円	347,747円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			備考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
五條市	50.7歳	27人	300,611円	333,432円	313,851円	—	—	—	—
うち清掃職員	46.5歳	11人	312,845円	364,312円	337,982円	廃棄物 処理業 従業員	44.6歳	290,600円	1.25
うち用務員	57.8歳	4人	304,850円	318,125円	314,475円	用務員	53.7歳	202,700円	1.57
奈良県	50.7歳	100人	349,412円	406,735円	385,201円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850)	—	309,534円 (325,400)	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	23人	309,919円	334,443円	322,272円	—	—	—	—

区分	備考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
五條市	—	—	—
うち清掃職員	5,604,344円	3,980,600円	1.41
うち用務員	5,058,900円	2,809,400円	1.80

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成22～24年の3ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値であります。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五條市	43.9歳	299,210円	313,787円	—
奈良県	43.4歳	363,205円	410,538円	—
国	—	—	—	—
類似団体	42.2歳	309,549円	329,032円	—

※小・中学校(幼稚園)教育職の数値です。

④ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五條市	31.8歳	238,655 円	311,414 円	263,827 円
奈良県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.2歳	288,655 円	347,809 円	315,306 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		五 條 市	奈 良 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 円 (172,200)
	短大卒	145,700 円	—	—
	高校卒	144,500 円	144,500 円	133,418 円 (140,100)
技能労務職	大学卒	161,600 円	—	—
	短大卒	149,800 円	—	—
	高校卒	140,100 円	135,150 円	—
	中学卒	—	121,600 円	—
消防職	大学卒	172,200 円	—	—
	短大卒	145,700 円	—	—
	高校卒	144,500 円	—	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数			
		10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満
一般行政職	大学卒	267,400 円	308,400 円	345,000 円	371,500 円
	高校卒	224,400 円	267,900 円	307,400 円	329,900 円
技能労務職	高校卒	—	262,000 円	282,300 円	304,300 円
	中学卒	—	—	—	311,200 円
消防職	大学卒	※ 円	300,567 円	※ 円	※ 円
	高校卒	※ 円	275,822 円	328,412 円	390,733 円

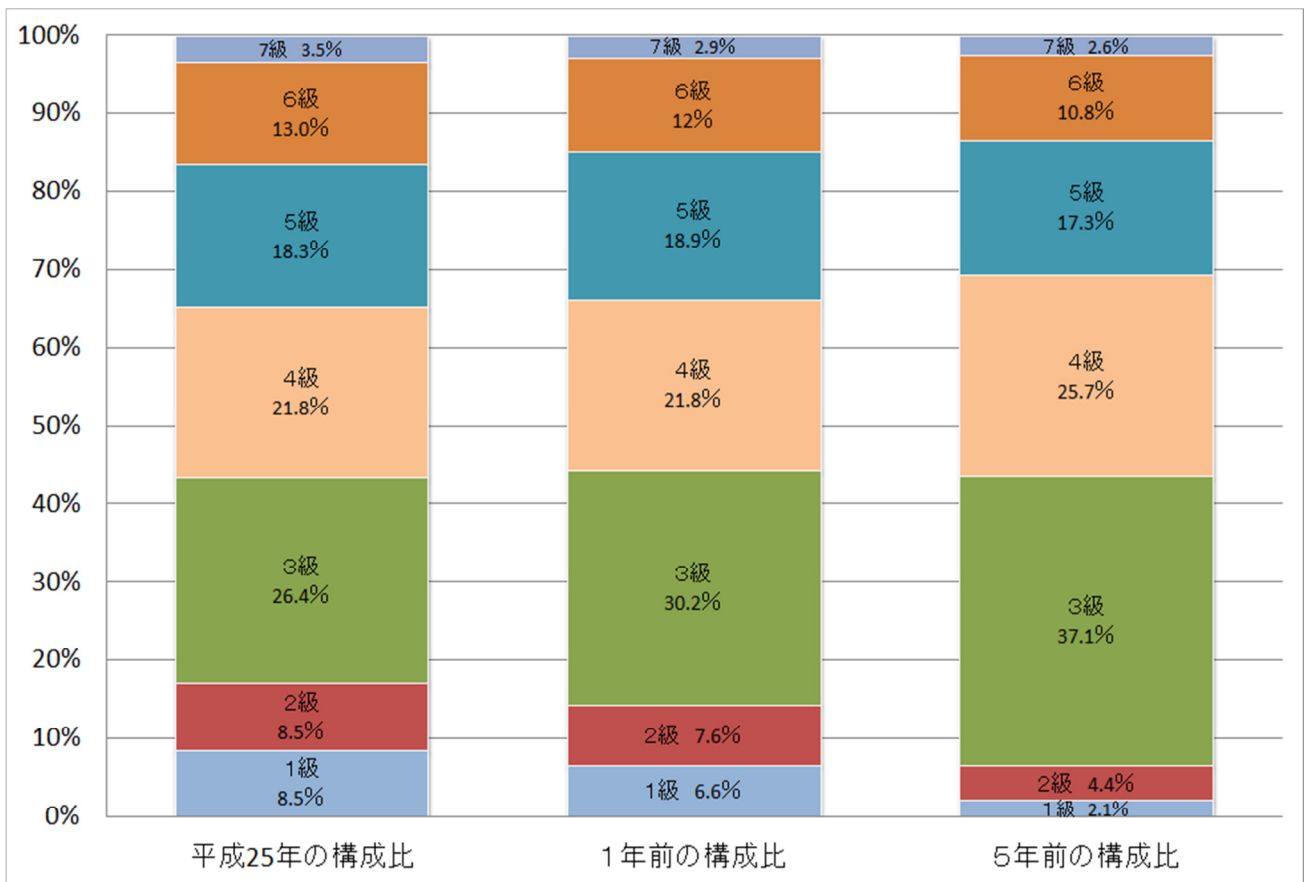
※個人情報保護の観点から、職員数が1人である場合は表示しておりません。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員の職務	24人	8.5%	135,600円	243,700円
2級	高度の知識、経験を必要とする係員の職務	24人	8.5%	185,800円	307,800円
3級	主任又はこれに相当する職務	75人	26.4%	222,900円	354,700円
4級	係長又はこれに相当する職務	62人	21.8%	261,900円	388,300円
5級	課長補佐又はこれに相当する職務	52人	18.3%	289,200円	400,600円
6級	次長、課長又はこれに相当する職務	37人	13.0%	320,600円	422,600円
7級	部長又はこれに相当する職務	10人	3.5%	366,200円	456,200円

- (注) 1 五條市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給の判定については、休暇日数等の勤務状況、懲戒処分の有無に基づき行っている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 條 市	奈 良 県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,219 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,579 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当については、判定期間中の勤務状況（病気休暇、育児休業等の日数）を反映させ、支給割合を決定している。

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

五 條 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%加算) 1人当たり平均支給額 8,932千円 21,173千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、H24年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

地域手当の不支給地域であるため、支給していません。

(4) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		2,198 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（平成24年度決算）		21,339 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		20.2 %	
手当の種類（手当数）		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
感染症予防 業務手当	感染症予防のために 従事した職員	感染症予防のため の庁舎外での 業務	1回 750円
行旅死亡人 取扱手当	行旅死亡人の取扱い に従事した職員	行旅死亡人取扱い のための庁舎 外での業務	1回につき死亡人 1,500円
介護職員手当	養護老人ホーム花咲 寮に勤務する職員	養護老人ホーム の介護業務	月額 1,500円
し尿処理従事 手当	みどり園に勤務する 職員	し尿処理業務	月額 2,500円
ごみ処理従事 手当	衛生センターに勤務 する職員	ごみ処理業務	月額 2,500円
火災、救急及び 救助出動手当	消防本部の職員	火災、救急又は救 助のためにその 現場に出動	1回 150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（H24年度決算）	123,767 千円
職員1人あたり平均支給年額(24年度決算)	272 千円
支給実績（H23年度決算）	186,153 千円
職員1人あたり平均支給年額(23年度決算)	408 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	国の制度と 異なる内容	支 給 実 績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶 養 手 当	配偶者13,000円 扶養親族1人につ き6,500円 (配偶者を欠く1人 目11,000円) 満16歳～満22歳 の子1人につき5,000 円加算	同じ	—	千円 49,046	円 208,706
住 居 手 当	借家借間居住者 最高支給限度額 27,000円 持家居住者 1,000円 (新築又は購入後 5年間 2,500円)	一部 異なる	持家居住者 に支給	千円 16,650	円 80,048
通 勤 手 当	交通機関利用者 全額支給限度額及 び最高限度額 55,000円 自動車等使用者 2km未満 不支給 2km以上距離によ り 2,000円～ 24,500円支給	同じ	—	千円 27,230	円 79,387
管理職手当	給料の月額に対し 部長級12.5% 次長級11.5% 課長級9.5% 課長補佐級7.5%	異なる	国は定額で 支給	千円 41,342	円 386,373
宿日直手当	宿直勤務又は日直 勤務 1回につき4,200円 半日直勤務 1回につき2,100円	同じ	—	千円 2,644	円 15,109
休日勤務手当	1時間当たりの給 与額の135/100	同じ	—	千円 17,050	円 213,125
特地勤務手当	消防十津川分署に 勤務する職員に対 し、給料及び扶養 手当の月額の合計 額の8/100	同じ	—	千円 4,548	円 197,723

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	648,800 円 (811,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 259,000 円
	副 市 長	581,400 円 (684,000 円)	816,000 円 / 483,000 円
報 酬	議 長	538,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	469,000 円	474,000 円 / 200,000 円
	議 員	418,000 円	450,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成24年度支給割合) 2.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成24年度支給割合) 2.95 月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) (1期の手当額) 給料月額×在職月数×54/100×50/100 8,408,448円 給料月額×在職月数×31.5/100×90/100 7,911,692円	(支給時期) 任期满了若しくは 退職又は死亡した時
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、平成23年7月1日から平成27年4月23日までの減額措置を行う前の金額です。

なお、期間中給料のうち、市長は20%、副市長は15%を減額しています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

なお、平成23年7月1日から平成27年4月23日までの間、退職手当は、市長は50%、副市長は10%を減額しています。

6 職員数の状況

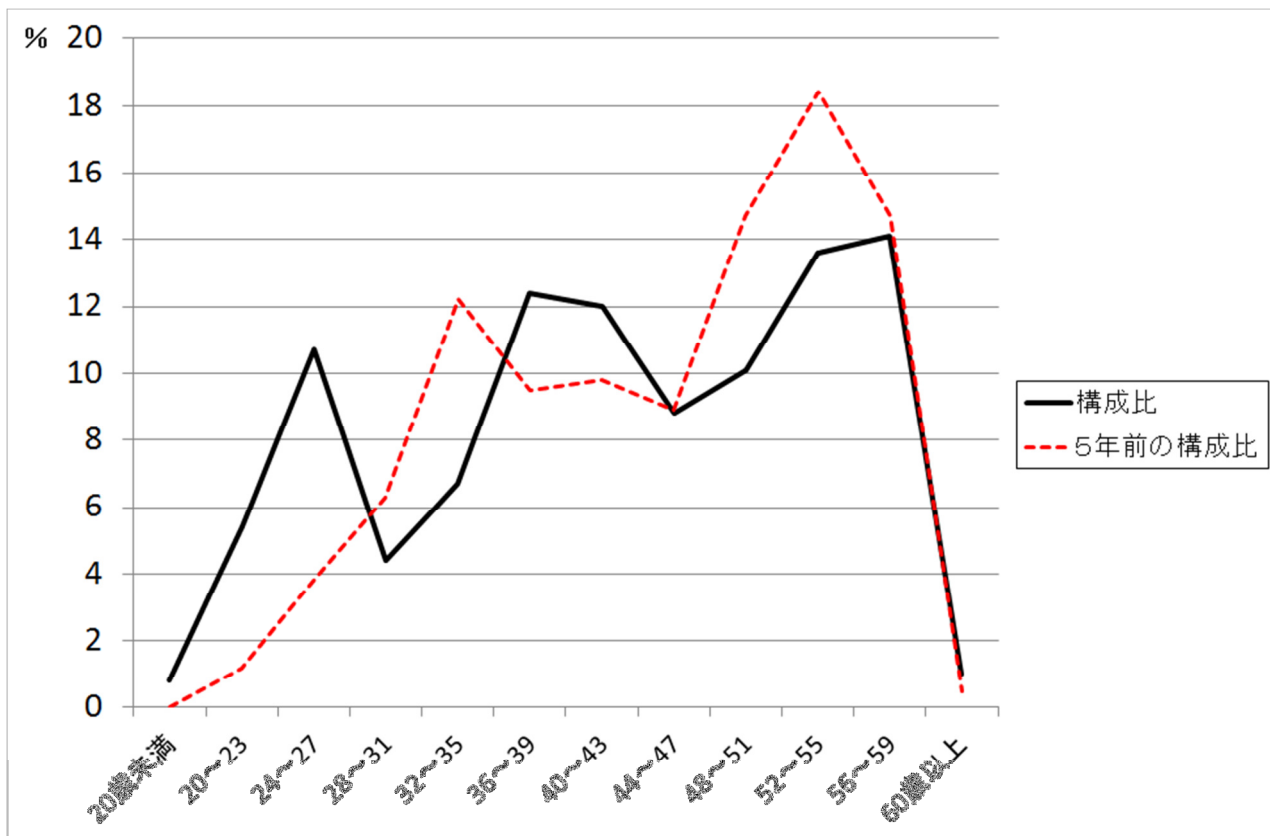
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	業務量の増加 福祉事務所での業務量増加 ごみ処理場移転事業に伴う増加 業務の見直しによる減 業務量の増加 災害復興事業に伴う増加
		総 務	66	70	4	
		税 務	17	17	0	
		民 生	102	103	1	
		衛 生	40	42	2	
		農 林 水 産	39	35	▲ 4	
		商 工	6	8	2	
		土 木	35	38	3	
		計	309	317	8	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 92人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 72人)
		教育部門	48	47	▲ 1	業務の見直しによる減
	消防部門	100	105	5	地域救急出張所の整備に伴う増加	
	小 計	457	469	12	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 137人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	20	20	0	公共下水道工事の業務量増加 後期高齢者医療保険部門の業務増	
	下 水 道	6	7	1		
	そ の 他	27	28	1		
	小 計	53	55	2		
合 計		510 [640]	524 [580]	14 [▲ 60]	< 参考 > 人口1万人当たり職員数 169人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	4人	28人	56人	23人	35人	65人	63人	46人	53人	71人	74人	6人	524人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	360	326	318	310	309	317	▲43(▲11.9%)
教育	69	58	55	50	48	47	▲22(▲31.9%)
消防	64	65	82	98	100	105	41(64.1%)
普通会計計	493	449	455	458	457	469	▲24(▲4.9%)
公営企業等会計計	66	62	55	55	53	55	▲11(▲16.7%)
総合計	559	511	510	513	510	524	▲35(▲6.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 24年度	千円 653,811	千円 22,495	千円 125,398	% 19.2	% 19.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村(政令指定都市を除く) 平均一人あたり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 24年度	人 16	千円 62,503	千円 15,247	千円 22,565	千円 100,315	千円 6,270	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成25年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 全職員一律0.9%減額 ○H25.4.1現在のラスパイレス指数(参考値) 100.8(93.2) ○H25.7.1(減額時点)現在のラスパイレス指数 99.5 (手当) 給料額が基礎となる手当について、給料減額相当分を減額(退職手当除く) ※管理職手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び特地勤務手当	

(その他)

○管理職手当の減額(平成23年4月から当分の間)

局長(次長級)・課長 2.5%減額

課長補佐 1.5%減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 條 市	44.5 歳	321,632 円	522,473 円
団 体 平 均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

五 條 市 （水道事業）	五 條 市 （一般行政職）
1人あたり平均支給額（24年度） 1,410 千円	1人あたり平均支給額（24年度） 1,219 千円
（24年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（24年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 （1.45）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

五 條 市 （水道事業）	五 條 市 （一般行政職）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続 25 年 32.83 月分 38.955 月分 勤続 35 年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 （定年前早期退職特別措置 2～20%加算） 1人あたり平均支給額 -千円 -千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続 20 年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続 25 年 32.83 月分 38.955 月分 勤続 35 年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 （定年前早期退職特別措置 2～20%加算） 1人あたり平均支給額 8,932千円 21,173千円

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

地域手当の不支給地域であるため、支給していません。

エ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

平成 18 年度から廃止しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績（H24年度決算）	9,150 千円
職員1人あたり平均支給年額(24年度決算)	763 千円
支給実績（H23年度決算）	7,775 千円
職員1人あたり平均支給年額(23年度決算)	648 千円

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 扶養親族1人につき6,500円（配偶者を欠く1人目11,000円） 満16歳～満22歳の子1人につき5,000円加算	同じ	—	千円 3,539	円 294,958
住居手当	借家借間居住者 最高支給限度額 27,000円 持家居住者 1,000円 (新築又は購入後5年間 2,500円)	同じ	—	千円 112	円 22,500
通勤手当	交通機関利用者 全額支給限度額及び最高限度額 55,000円 自動車等使用者 2km未満 不支給 2km以上距離により 2,000円～ 24,500円支給	同じ	—	千円 823	円 68,572
管理職手当	給料の月額に対し 部長級12.5% 次長級11.5% 課長級9.5% 課長補佐級7.5%	同じ	—	千円 1,622	円 405,381